主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人西尾文秀の上告理由について

仮に、訴外Dについての原判示養子縁組が所論のとおり無効であるため、第一審が未成年者である右訴外人につき親権者の指定を脱漏し、原審がこれを補充しなかったことになるとしても、<u>離婚判決において親権者の指定の脱漏があった場合には、当該判決をした裁判所が追加判決をすべきものであるから、原判決に右脱漏のあることは上告適法の理由にあたらない。</u>論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	栗	本	_	夫
裁判官	木	下	忠	良
裁判官	宮	崎	梧	_